

# 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和5(2023)年11月27日

足利市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置付けられた。

足利市においては、市域南部や東部を中心に広がる平坦地と北部や西部に広がる中山間地が併存しており、それぞれの地域によって異なる農地の利用状況や、営農類型に応じた取組を推進し、対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、担い手の高齢化や遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平坦地では米麦や野菜（露地・ハウス）の栽培が盛んなことから、担い手の農地集積・集約化を図るため「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が農業委員と連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、足利市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する足利市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、将来目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地（耕作放棄地）の解消について

#### (1) 遊休農地（耕作放棄地）の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和5年3月)	2,210ha	7.5ha	0.34%
3年後の目標 (令和8年3月)	2,160ha	5.0ha	0.23%
6年後の目標 (令和11年3月)	2,110ha	2.5ha	0.12%

#### (2) 遊休農地（耕作放棄地）解消の具体的な取り組み方法

ア 推進委員が農業委員と連携し、農地パトロール（農地利用状況調査）と農地利用意向調査を実施徹底する。

イ 農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けを行う。

#### (3) 遊休農地（耕作放棄地）解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年3月)	2, 210ha	1, 140ha	51.6%
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 160ha	1, 170ha	54.2%
6年後の目標 (令和11年3月)	2, 110ha	1, 200ha	56.9%

令和14年3月には、集積率65%を達成するよう努める。

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ア 該当区域を担当する推進委員が農業委員と連携し、「地域計画」の作成・見直しの積極的な働きかけを行う。
- イ 農地利用意向調査の実施による農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを実施する。
- ウ 農地中間管理機構の周知及び活用促進を行う。

### (3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	経営面積
現状 (令和5年3月)	7経営体	2.4ha
3年後の目標 (令和8年3月)	8経営体	2.8ha
6年後の目標 (令和11年3月)	12経営体	4.5ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

ア 新規参入に関する相談の際は、必要に応じて貸借可能な農地が存在する区域の推進委員が農業委員と連携し、現地調査を実施する。

イ 農政課、JA、安足農業振興事務所等の関係機関・団体と連携しつつ、参入後のフォローアップを推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

足利市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、足利市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力